

横浜みなとみらいホールの指定管理者の候補者の選定等に関する要綱

制定 平成 24 年 3 月 31 日 文文第 1055 号（局長決裁）
最近改正 平成 27 年 8 月 24 日 文文振第 592 号（局長決裁）

（趣 旨）

第 1 条 この要綱は、横浜みなとみらいホール条例（平成 9 年 10 月横浜市条例第 58 号）第 5 条に規定する横浜みなとみらいホール（以下「ホール」という。）の指定候補者（指定管理者の候補者をいう。以下同じ。）の選定を適正に実施するとともに、横浜みなとみらいホール指定管理者制度運用に関する方針（平成 23 年 3 月 23 日市民局長決裁）に基づき、政策協働による指定管理の適正な執行を確保するため、その手続き等を定める。

2 選定は、公平性及び透明性を確保して実施しなければならない。

（政策協働による指定管理）

第 2 条 政策協働による指定管理は、市の文化政策の推進にあたって中核的な役割を果たすべき専門文化施設であるホールにおいて、指定管理者制度を効果的に運用するための方法であり、指定管理者の指定にいたる手続きのみならず、指定期間における制度運用も含めた、総合的なマネジメントシステムである。

（指名団体）

第 3 条 市長は、市の政策と適合し、その実現に向けて協働することができる団体を指名団体として指名する。

（政策経営協議会）

第 4 条 ホールにおける政策協働を実践するため、市と指名団体によって、横浜みなとみらいホール政策経営協議会（以下「協議会」という。）を設置する。

2 協議会の組織及び運営については、別途要綱を定める。

（選定）

第 5 条 選定は、市長が定める団体（以下「指名団体」という。）から横浜みなとみらいホール条例施行規則（平成 9 年 11 月横浜市規則第 116 号）及び別に選定要項に定める提出書類を提出させ、当該提出書類の内容を審査することにより実施する。

2 指名団体は、あらかじめ市長が定める期日までに、前項の提出書類を市長に提出しなければならない。

3 前項の規定により提出された申請書等の内容が、選定要項に定める要件を満たさないものである場合には、市長は、申請団体に申請書等の内容の補正を求めるものとする。

4 市長は、条例第 17 条第 1 項に規定する横浜みなとみらいホール指定管理者選定評価委員会（以下「委員会」という。）の意見を尊重して選定を行わなければならない。

5 市長は、必要に応じて、前項の規定により提出を受けた書類の一部又は全部を委

員会に提供する。

(選定基準)

第6条 選定は、別に定める選定基準に基づき実施する。

- 2 選定基準は、条例に定められた施設の設置目的を最も効果的に達成することができるよう定める。
- 3 市長は、前項の選定基準については、委員会の意見を尊重して定めなければならない。

(選定の公表及び報告)

第7条 市長は、選定をしたときは、速やかに当該結果を指名団体に通知するとともに、その結果を公表する。

(指定管理者の指定に係る手続)

第8条 市長は、指定管理者の指定に係る議案が議会において議決されたときは、速やかに指定候補者に対して指定の通知を行うとともに、条例第6条の規定に基づき、公告を行うものとする。

- 2 指定管理者に指定された者と市長は、指定管理業務に関する協定を締結する。

附 則

(施行期日)

- 1 この要綱は、平成24年4月1日から施行する。

(要綱の廃止)

- 2 横浜みなとみらいホール指定管理者指定要綱（平成23年3月31日制定）は廃止する。

附 則

この要綱は、平成27年8月24日から施行する。